

第 5 回 沖 縄 県 教 育 委 員 会 会 議 (定 例 会)

1 日時 平成27年3月11日 15時05分～16時38分

2 場所 教育庁第1会議室

3 出席者

委員	泉川 委員 (委員長) 富川 委員 宮城 委員 石嶺 委員 照屋 委員 諸見里 委員 (教育長)	(欠席委員)
	統括監等	教育指導統括監、教育管理統括監、参事
	課長及び 班長等	総務課長、教育支援課長、施設課長、学校人事課長 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長
職務のため 出席した者	(事務局) 総務課総務班班長、同班主査、同班主事 学校人事課県立学校人事班主査 義務教育課副参事兼義務教育指導班班長、同班主幹、 同課学力向上推進室長、同課学力向上推進室指導主事	
4 傍聴した者 <p style="text-align: center;">記者 3 人 / その他 1 人</p>		

平成27年第5回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:05）

委員長	<p>それでは、開会する前に、本日は3月11日ですが、4年前の午後2時46分、東日本大震災により、多くの尊い命が失われました。震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表するとともに、被災地の1日も早い復旧復興を願い、出席者全員により黙とうを捧げたいと思います。ご起立をお願いします。</p> <p>（一同起立）</p> <p>黙とう。</p> <p>（一同黙とう）</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>（一同着席）</p> <p>それでは、ただいまから平成27年第5回県教育委員会会議・定例会を開会いたします。</p> <p>はじめに議事日程の決定を行います。会期は本日1日とし、会議の順序等についてはお配りした日程案のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>ご異議がないものと認めます。</p> <p>次に、第2回会議録の承認を行います。宮城委員お願いいたします。</p>
宮城委員	平成27年第2回会議録は正確に記載されておりました。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>続けて、第3回会議録の承認を行います。照屋委員お願いします。</p>
照屋委員	平成27年第3回会議録は正確に記載されておりました。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>続けて、第4回会議録の承認を行います。宮城委員お願いします。</p>
宮城委員	正確に記載されておりました。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>今回の会議録署名人は、照屋委員にお願いします。</p>
照屋委員	はい。了解しました。
委員長	それでは、報告事項に入ります。

	報告事項1「平成26年度沖縄県学力到達度調査(小学校)の結果」について、義務教育課から報告をお願いします。
義務教育課長	(報告事項1説明) ・平成26年度沖縄県学力到達度調査(小学校)の結果
委員長	それでは、御質疑等ございますか。
富川委員	周知の通り、沖縄県の学力が向上したということで注目を浴びているところですが、今の報告ですと小学校3年の国語、それから小学校5年の算数の正答率が10ポイント近く下がっていますよね。 全体的な状況では難易度を高めたということになっているけれど、テストをするときに、その時系列の判定もするというようなことを考慮しなかったんでしょうか。 難易度を高めたというのはある意味エクスキューズに使われるということがあると思います。だから、クラス分析とか時系列分析は大事なわけで統計学的には慣らしたりできるわけですけど、字面だけ読むと、難易度を高めたから点数下がったというのは、普通の人が見るとこれはエクスキューズに聞こえるんですがどうですか。
義務教育課長	クラス分析といったものは特にやっていません。これまで記述式の問題や、これまでの課題であった問題を多めに出すということで、子どもたちの定着を図るということを重視しました。
富川委員	上がった下がったというのはどこか起点があって、どうなったかというのが比較の問題ですよ。その比較の前提をひっくり返してますよね。難易度を上げたから下がった。これは字面で読むと非常に僕たちにはエクスキューズにしか見えないんですけど、そういう質問にどう答えますか。
義務教育課 学力向上推進室長	問題を配布しますのでどういったかたちで難易度を高めたかというのをご確認いただきたいと思います。
富川委員	いえいえ。どう高めたかということじゃなくて、「高めた」という時点で価値判断が既に入っているわけですよ。時系列の過去に比べてどうなったかという判断が出来なくなるわけですよ。 そういうことを考慮しないでやっているんですかと聞いているんです。具体的な難易度の話は結構です。
義務教育課 学力向上推進室長	授業づくり等、今課題として挙げている部分を解決したいというメッセージも含めて問題を作成しております。
富川委員	となるとこれは別の手法があるはずで、達成度というのはやっぱりさっき言ったように基準値があって、基準値に比べて良くなったか悪くなったか、この一番大事なところがわからなくなるというわけで、おっしゃっている趣旨はわかるけれど、これは別の手法を使わないと過去に比べてどうなったかわからないですよ。

義務教育課 学力向上推進室長	一応同じような、全く同じような問題も出しております。
富川委員	いえいえ。これは入試よりもそういう業界にいるのでわかるけど、もちろん内容は同じじゃないけども難易度というのは大学入試でも基準化していますよ。センター試験でも難易度を修正しているでしょ。そういうことになって比較できるわけですよ。これ字面で読むと難しくしたから下がったというのはこれは誰が見ても疑問持ちますよ。
義務教育課 学力向上推進室長	難易度的には全部の学年で同じようにしたということです。
富川委員	わかりました。これ以上結構です。
委員長	他に御意見ございませんか。 (なし) それでは、次に報告事項2「県保健医療部事業による「健康づくり副読本」の県内全小中学校への配布・活用」について、保健体育課から報告をお願いします。
保健体育課長	(報告事項2の説明) ・県保健医療部事業による「健康づくり副読本」の県内全小中学校への配布・活用
委員長	それでは、御質疑等ございますか。
宮城委員	質疑ではないですが感想として、すごく良い副読本が出来たなと思います。教科書の副読本であって、沖縄にしかないものというのが興味がひかれますし、子どもたちもとても身近に感じながら学べるかなと思います。
保健体育課長	家庭で話ができるような内容ですし、専門の医療関係の方々に入っていたいで非常に中身の濃い内容となっています。
委員長	保健分野と教育の分野がこうやって連携してしっかり健康づくりをしていくというのは非常に素晴らしいことだと思いますけれども、掛け声だけで終わらないで、こういった具体的なテキストブックを作ったということに非常に意義があると思います。 しかし、使われないテキストであれば、それこそもったいないので、是非活用して、その2010年の「330ショック」ですね、そこから脱却して健康づくりも頑張っていけたらと思います。 私は、特別支援学校の校医を10年以上続けているんですが、先だって参加した知的特別支援学校の学校保健委員会では実は、意外と肥満の方が多く、新聞等でも沖縄県の子どもたちの肥満度っていうのが出ていましたけども、全国に比べても実は頻度が高い、そういったデータも実際出ておりますけども、知的特別支援学校においても極端な肥満の方もいらっしゃるって、そういった方へのアドバイスっていうのも資料も出てきていたわけですけど、学校

	<p>の方からも、どういう風に指導をしたらいいんですかという質問がやはりございました。</p> <p>そのときにこういったテキストが出来て活用されることになりますよ、というお話をしましたけれども、義務教育の方が対象という風に少し見受けられましたので、県立特別支援学校の例えば高等部の方々ですね、高校生という意味じゃなくて、特別支援学校の高等部の方々を含めると、こういったテキストがもしかしたら先生によってはちょうど使いやすいんじゃないかなと思われまますので、配布先として検討していただければと思います。</p>
保健体育課長	はい。確認いたします。
委員長	他にございませんか。
照屋委員	<p>泉川委員長と重複するんですけども、特別支援学校の肥満の子どもを対象に毎朝体重をチェックして、給食指導や運動指導を熱心に行っていますので、こういう教材があれば先生方も指導しやすいんじゃないかなと思いますので、是非特別支援学校の方にも配布していただければと思います。</p> <p>先ほど委員長がおっしゃたように、せっかく上等に作られた副読本ですので無駄にならないようにしっかりと、これ授業時間にも年間計画で組み込まれているので必ず授業は行われるということですよ。</p>
保健体育課長	そうですね。1、2時間を確保して下さいということであります。
照屋委員	有効に活用してほしいなと思います。以上です。
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>本日は、議案が7件となっております。それでは、議案第1号「沖縄県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について」を議題としたいと思います。</p> <p>総務課から議案の概要をご説明願います。</p>
総務課長	<p>(議案第1号の説明)</p> <p>・沖縄県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について</p>
委員長	<p>それでは、御質疑等ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、議案第1号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第1号「沖縄県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、続いて議案第2号「教育委員会会議規則の一部を改正する規</p>

	<p>則について」を議題としたいと思います。</p> <p>総務課から概要説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>(議案第2号の説明)</p> <p>・教育委員会会議の規則の一部を改正する規則について</p>
委員長	<p>それでは、御質疑等ございますか。</p>
照屋委員	<p>15ページの附則の2項ですけれども、第3章については経過措置を入れなくてよろしいですか。</p>
総務課長	<p>確認しましたところ、経過措置期間中は「教育長」としているところを「委員長」と読み替えるような規定になっているため、対応不要ということになりました。</p>
照屋委員	<p>入れないということですか。わかりました。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、議案第2号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第2号「教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
委員長	<p>議案第2号は原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは、次の議案第3号「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則について」及び議案第4号「教育長専決規程を廃止する訓令について」は関連しておりますので、一括して議題としたいと思います。</p> <p>総務課から議案第3号及び第4号について一括して説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>(議案第3号及び第4号の説明)</p> <p>・沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則について</p> <p>・教育長専決規程を廃止する訓令について</p>
委員長	<p>それでは、御質疑等ございますか。</p>
宮城委員	<p>28ページの3番「改正案の概要」の「(4) 教育長又はその補助機関」というのは何を指しているのでしょうか。</p>
総務課長	<p>この規則は、教育委員会の議決事項と教育長に委任することを定めるものですが、改正案第4条では、「教育長が別に定めるところにより」補助機関に専決させるということになっておりますが、教育長が別途事務局内の事務決裁規程を定めてございます。</p> <p>例えば、この規則で教育長専決となったもののうち、さらにその補助機関としての事務局がございまして、それぞれの事務ごとに権限を持つ課長に</p>

	決裁させるようにするというのがこの4条の方の規定でございます。
宮城委員	じゃあそれぞれの課題毎に、補助機関が決裁するということですね。
総務課長	はい。課ごとということになります。
宮城委員	わかりました。
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(しばらく間があり)</p> <p>それでは、議案第3号及び第4号について、一括して採決したいと思えます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第3号「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則について」及び議案第4号「教育長専決規程を廃止する訓令について」原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
委員長	<p>議案第3号及び第4号は原案のとおり決定されました。</p> <p>次の議案第5号「沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則について」及び議案第6号「沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則について」も関連したものですので、一括して議題としたいと思います。</p> <p>学校人事課から議案第5号及び第6号について一括して説明をお願いします。</p>
学校人事課長	<p>(議案第5号の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則について <p>(議題第6号の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則について
委員長	それでは、御質疑等ございますか。
富川委員	<p>どんな組織でも人事考課は非常に難しい問題と思っておりますけど、今回こういう規定をして職務の効率化、活性化を図るといふ趣旨は非常に評価できると思えます。</p> <p>ちょっと細かい点で恐縮なんですけど、ちょっと質問したいんですけど、一般の教諭の場合には副校長か校長が1から5までの項目を、その基準を「SS」から「C」の5段階で評価するというようになっているわけですけど、5段階というのはわかるのですが、教育の場合にこの評価は難しい面があると思うんですけど、こういう場合には「SS」、こういう場合には「A」という基準はあるのでしょうか、というのは、言わずもがなですが、人事考課というのは公平性とか、客観性等がなければ、非常に問題が多いわけで、副校長や校長がやるときにどうしても主観も入ると思うんですけど、その時に段階はわかるんだけど、客観的な物差しがあるのかどうか、これが第1点。</p>

	<p>もう1つは業績評価について、この目標値を設定するのは評価者がやるのか被評価者がやるのか。被評価者だとすると、簡単に言えば次元の低い目標を設定しても、達成したら「やった」ということになるのか。その辺はどうなんですか。</p>
学校人事課長	<p>まずは最初のご質問ですけれども、評価の達成基準は5段階、例外で倫理規定なんかについては3段階と考えていますが、基本は5段階にして「SS・S・A・B・C」とありまして、標準を「A」に置いています。ですので当然求められる能力を普通に発揮していれば「A」ということです。また、計画を上回っているとか、大幅に上回っている場合は「S」になったり「SS」になったり、あるいは下回っているものを「B」、大幅に下回っているものを「C」というような基準を設けています。</p> <p>委員がおっしゃるように評価につきましては後々、人事管理の基礎ということで、給与の反映等もあることからやっぱり公平性、公正性あるいは客観性が求められると思っております、評価する側のレベルが一定であるということが当然求められるということでございまして、それにつきましては4月以降に評価者研修等を行って行ってレベルを一定にするような取組を行っていかうと思っておりますし、あと、ならしの段階で調整者を置いていますので、凸凹が出る場合にはそういった調整の中で行っていくということで、今マニュアル作成しながら細かいところを詰めているところです。</p> <p>もう1つは、目標を誰が作るのかということですが、いわゆる学校の経営目標は、上位の目標を、まず校長先生が学校経営の目標という形で作成しますが、それを達成するために個々の職員がどんなことが取り組めるかということについては、基本的には個々の先生方が立てることになります。</p> <p>それを立てた中で申告して面談をしていく中で、進めていくということがあります。</p> <p>それから業務によっては難易度の設定を行います。ですので通常であれば特に難易度はないので、そのままなんです、ある程度この目標についてかなり達成度は難しいねというのは難易度が上がるということになります。それを管理者との面談等を通してこの先生が1年間校長が掲げる学校経営目標に対してどういう取組をして、どういった成果を出したい、という所を随時話し合いをしながら確認するということにはなりますが、一義的には評価を受ける方が「私は学校経営目標に沿ってこんな取組をしたい」ということを設定していくことにはなります。</p>
富川委員	<p>目標は被評価者が設定するわけですね。</p>
学校人事課長	<p>被評価者がまず自分でこういうことをやりたいと。あくまでも上位目標として、校長が掲げる学校経営目標がありますので、当然それを達成するために、どんな取組ができるかということが目標になるということです。</p>

富川委員	わかりました。
委員長	他にございませんか。
石嶺委員	今のお話と重なるのですが、おっしゃるとおり、その考課者訓練というものが極めて大切で、その考課者自身が、どこの校長先生も基本的に同じ目で考課ができるというレベルまで持っていかないといけないという所と、それから先ほど出てきた目標についても、それぞれの先生方が作る目標もあるけれども、その勤務年数等も踏まえ、簡単に超える目標とかなり高い目標、その目標設定も当然先生方ご本人がするんですけども、この設定の適切さ、レベルの適切さという部分は、設定目標の確定の時には、考課者が一緒になって、あなたの今のレベルではこれが目標ですねという判断ができるような所まで考課者のレベルを上げなければいけないので、そういった訓練もこれからやろうとしている中に入れていただきたいと思います。
学校人事課長	はい。わかりました。委員がおっしゃるように、我々も評価者のレベルを揃えるというのが今の課題と認識してまして、それについては不平不満が職員から出ないような取組をしっかりと行っていきたいと思えます。
委員長	地方公務員法の改正の「措置」するという部分が今回の改正の給与等に反映するという根拠になっていると思われるんですけど、そういうことになった背景というのは、例えば平成18年からやっている評価システムが「措置」するということに反映されない。いわゆる評価として使われたというものですけども、その目的が職員のモチベーションが上がるでありますとか、資質が向上するであるとか、そういう効果として現れているのかどうかということをお聞きしたいんですが、平成18年から平成26年まで評価システムを採用して、以前と後で職員のモチベーションが上がったのか、あるいはスキルが上がったのか、やった甲斐があったのかということはいかがですか。
学校人事課長	人事評価の利点としましては、学校の活性化でありますとか、そういうところに置いて、というのは校長が定める学校経営目標に基いて、先生方に役割を含め考えて、つまりベクトルを一つにして、よりよい学校を作るという意味で非常に有効な手立てだと考えております。 また目標を定めて校長はそれぞれの職員と面談をいたします。面談をしながら、その先生の持っている能力を引き上げる為にどういった指導が必要であるとか、あるいは少し弱い部分については研修等OJTも含めてどんな風にやるかということも考えられると言うことで、非常にやる気が起こる、ですので、そういう意味ではいわゆるコミュニケーションが図られるということでそういった意味でのメリットがあるという風に考えてます。 地公法が平成25年に改正されましたけれども、国家公務員は既に平成19年くらいから制度が走っています。その際、国家公務員法と地方公務員法を併せて改正する予定でしたが、いろんな政治的な絡みで地方公務員法の方は改

	<p>正まで至らずに廃案となっています。ずっと流れてきた経緯がございますのでその辺も踏まえて、公務員全体を含めて世論でありますとか、そういったのを踏まえて今回7年遅れぐらいになります。地方公務員法が改正されたところでございまして、目標を定めてその能力に見合った業績を上げることによって当然業務的にも向上しながら人材育成を図れる。そうすることによって、職員のモチベーションアップという意味で、ある程度そういった人事評価に反映させるべきであろうとなっていますので、今後、今の仕組みよりも更に効果は上がるのではないかと考えています。</p>
委員長	<p>個人的には「措置」するということが入ったので、これまでの評価をよい面、いわゆる今おっしゃった学校が活性化するとか、管理者とコミュニケーションが役に立ったりとかベクトルが一致したりとか良かった面が「措置」するという段階になったところで給料等に反映するというのは、これまでの前向きなコミュニケーションを損ねるような評価に対する、ある種の不公平感であったり不信感であったりということでもマイナスになってしまう面もあるということで、先ほど議論があった評価者の研修なり評価者のマニュアルなり、評価者が一番気を引き締めないといけないと思います。</p> <p>被評価者じゃなくて、「評価されるのは評価者の方だ」というくらいしていただかないと、現場での、せつかく評価が前向きな評価に繋がって、かつ活発だったのが逆向きのベクトルになってしまわないかというのが非常に懸念されるという立場で、一般企業においても評価を採用したが結局止めるというパターンもよく聞くんですよ。止めた理由というのは結局評価が出来ない、不公平性や労力の割にはそれが報われない、それから私の個人的な考えでは、日本の国民性あるいは場合によっては沖縄の県民性に馴染むような評価のシステムとかを考えないといけないんじゃないかと思います。「みんなと一緒にやっとういこう」という方がモチベーションが上がりやすいのに、「あなたはちゃんとやっている、あなたはちゃんとしていない」といった評価というのはかえってチームとしての勢いを削いでしまうということも有り得ると思いますので、そういったことも1年間の試行期間の中で、それこそ評価していただきたいと思います。</p>
学校人事課長	<p>はい、わかりました。18年度から実施しております、この現在の評価システムの、いわゆるシートなどは、今回人事管理の基礎とするところを盛り込むために一部改正をしていますけれども、現在の良いところも取り組みながら新たな仕組みを作っていくとありますので、1年間試行しながらいろんな意見を踏まえ、よりレベルアップしたシステムに持っていければというふうに思っています。</p>
教育長	<p>校長の評価の最終評価者は私になっているのですが、学校によっても学校経営がやりやすい学校と難しい学校がありまして、その評価というものが私</p>

	<p>に求められてまいります。</p> <p>私も教員ですからわかるのですが、一つの学校の中でも、あるいは同じ学年の中でも学級によって、違うんですね。例えば、生徒指導のいろいろ問題行動を起こす生徒が2・3名いたら学級経営自体も大変難しくなっていくとか、あるいはこのクラスは大変良かったとかそういうことが出てきます。</p> <p>このあたりは、やはり評価者の研修、評価者をどう鍛えるのかというのは大変ポイントとなると思いますので、そういった点は力を入れてやっていきたいなと思っています。</p> <p>それから先ほどの効果ですけれど、これまで評価システムが入る前というのは校長が学校経営の理念をこうしたいと説明しても学校の先生方は「そうか」と聞くだけで、校長の経営理念にあまり左右されない面が多かったんですが、今回の評価システムが出てきて、校長の学校経営理念はこうなんだ、というのが明確に伝わってきますので、先ほど学校人事課長からもありましたが、ベクトルを揃えるのは大変良いメリットとなっていると思います。いろんな面で効果があつて、コミュニケーションとかですね、このあたりの良いところを伸ばしながら、また新たな制度で、評価者の力量を高めながら頑張っていきたいと思っております。</p>
委員長	他に御質疑ございますか。
照屋委員	先ほど、臨任教諭は評価システムの評価は実施しないということをおっしゃっていましたが、これは給与に反映しないまでも、管理者による面接などは行われているのでしょうか。
学校人事課長	現在も、このシステムとは別にそういったことは実際やっております。
照屋委員	わかりました。
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(しばらく間があり)</p> <p>それでは、議案第5号及び第6号について、一括して採決したいと思いません。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第5号「沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則について」及び議案第6号「沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則について」原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
委員長	<p>議案第5号及び第6号は原案のとおり決定されました。</p> <p>次に議案第7号、「中学生いきいきサポート相談員設置規程を廃止する訓令について」を議題とします。</p> <p>義務教育課から説明をお願いします。</p>

義務教育課長	(議案第7号の説明) ・中学生いきいきサポート相談員設置規程を廃止する訓令について
委員長	それでは、御質疑等ございますか。
石嶺委員	一点だけよろしいですか。小中学校アシスト相談員の設置という部分は別の何かで定められているんですか。
義務教育課長	アシスト相談員は前年度で設置されておりまして、26年から実際に運用しております。
富川委員	ちょっと質問ですけど、趣旨はわかったんですが、この今あるサポート相談員の規定というのは概ね、今言った小中アシスト相談員に中身はほとんど含まれ、むしろ補強されるというふうに理解してよろしいんですか。
義務教育課長	そうです。小学校まで広げるというようなことで、中学生だけじゃなくて、小学生も、家族の支援も含めてやっていくということになります。
富川委員	ということは実質的には今まで通りサポートは存在しているというように理解してよろしいですか。
義務教育課長	はい。
照屋委員	質問の趣旨がずれるかもしれませんが、この小中学校アシスト相談員と各市町村が配置している相談員と、業務分担のようなものは明確にあるんでしょうか。
義務教育課長	明確にはございませんけれども、小中学校アシスト相談員というのは教育事務所に配置をしております、全部で50名です。 それで全ての学校をカバーすることが出来ないということもありますので、出来るだけ市町村の方に相談員を置いていただいて、もったきめの細かな対応を出来ればなというように考えております。
照屋委員	では教育事務所の方に学校から連絡がいった場合に、出向くという感じですか。
義務教育課長	そうですね。各教育事務所で割振りをして、50名の割振りをしてですね、担当する小中学校の校区を決めていただいて、そういうような形で活用しております。
照屋委員	1人が何校かを掛け持つ。担当するんですか。
義務教育課長	そうです。
委員長	他にございますか。 (しばらく間があり) 問題行動の未然防止っていうこととお話すると、昨今、川崎で事件がありまして、子どもの非行に係る把握ができていなかったのではないかと報道等で、まだ確定なことはわかりませけれども、議論があつて、ソーシャルワークのようなそういったスキルを持った方々が対応するというのも必要ではないかと議論も出ているようで、この中学生地域サポート相談員もスキルと

	<p>どうか資格というかその辺の対応力についての状況というのは、まあ今度は小中アシストの方に移行しているわけですが、その辺に関していかがでしょうか。</p>
義務教育課長	<p>特に規定はないんですが、若くて情熱がある方々が対応していただいているようです。細かい数字は、今持っていないんですが、頻繁に家庭訪問をしていただいて、本人の悩み相談だけじゃなくて保護者の相談ですね、そういうこととか、あるいは教室には入れなくても学校までは連れて行って、そして別室での学習の対応とかそういうような細かいことをやっていたり、それから保護者と生徒と学校の連携が密になったり、あるいは学校によってはケース会議というのを実施しております。</p> <p>各教育機関いろんな機関が集まって、その子に対してどう対応するかというような話し合いの場があるんですけども、そういう場で、いきいきサポート相談員も一緒になって活躍をしたり、あるいはスクールカウンセラーに繋いだり、それからスクールソーシャルワーカーとの連携ですね、そういうこともやっていただいております。</p>
委員長	<p>特別支援教育における特別支援コーディネーターといわれている、学校の中と外で調整をするコーディネーターという役割が、ケース会議等では非常に有益、有効な機能を発揮すると思われるわけですけど、不登校等の問題行動についても、警察や児童相談所とか学校外の市町村相談支援専門員等、いろんなコーディネーター機能を持ったところと連携するような中でこういった調整機能っていうのが非常に必要なスキルとして問われているように見受けれます。</p> <p>もし必要であれば、相談員の皆さんにいろんな研修等をされるという機会があればソーシャルワークに関する研修等を組むっていうのも非常に有効ではないかなと、今そういう印象を持っています。</p> <p>他にご質問はございませんか。</p> <p>(しばらく間があり)</p> <p>それでは、議案第7号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第7号「中学生いきいきサポート相談員設置規程を廃止する訓令について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>議案第7号は原案のとおり決定されました。</p> <p>議事は以上ですが、その他、ご意見・提案等はございますか。</p> <p>(しばらく間があり)</p> <p>それでは私から、最後になりますが、去る2月28日に発生した小学校教諭による飲酒運転を伴う事故の被害に遭われ、お亡くなりになられた方のご冥</p>

福をご家族の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

教育委員会としましては、相次ぐ不祥事の連続に危機感を持っています。

今回の事案に関しては特に被害者の思い、その無念、それからご家族の無念さに関する想像力を全職員が自分のこととして受け止め、心に受け止めていただきたいと思います。

また、酒気帯び運転をはじめ、そういったことに関する、厳に自らを戒めるだけではなくて、自分だけではなく、同僚もそういうことをさせないんだというような思いをお互いにしっかり持つ関係性を築き、このような案件が繰り返さないように努めていただきたいと思います。そのような環境作りに教育委員会としても邁進していきたいと思っています。

これで本日の日程は全て終了しましたので閉会します。